

自動車
共済 

初めてお子さんがマイカーを手に入れた方必見！

「押出新規」で等級を子どもにゆずる？！

春は、お子さんが初めてのマイカーを手に入れられる方も多くなる季節です。子ども用に新しく車を買って、新規に自動車共済（保険）に入ろうと、新規6等級、年齢条件を全年齢で見積りを取った場合、掛金の高さにビックリされるのではないのでしょうか。そんなときに覚えておきたいワザが「押出新規」と呼ばれているものです。これは簡単にいうと親の等級を子どもに、ゆずることができるというものです。

「押出新規」ができる条件は、①親と子どもが同居であること、②親が乗っている車にプラスして新規で子どもの車を取得（増車）した、場合となります。例えば、子どもに20等級を引継ぎ、年齢条件は全年齢に、親は複数所有新規7等級、年齢条件35歳以上で、新規に加入すると、家庭全体で見た場合トータルで掛金の負担を軽減することができます。ただし親や子の車で設定した運転者限定や年齢条件で対象外となる方の運転での事故は補償されませんので、ご注意下さい。

【例】 親 20等級



子 20等級



車両入替

新規取得自動車

手続き①

親 複数所有新規7等級



新規加入

押し出された自動車

手続き②

手続き①

【必要書類】

○契約内容変更依頼書

- *親から子へ契約内容を変更してください
- ・変更内容：③記名被共済者、④車両入替
- ⑥運転者の年齢条件、⑦運転者限定特約など
- ・「変更の効力発生日（解約日）：子の車購入日時
- ・「変更後の内容」：変更したい内容を記入

○（子の）自動車検査証記録事項

手続き②

【必要書類】

○自動車共済加入登録書

- *親の契約内容をご記入ください
- ・「効力発生日」：子の車購入日時

○（親の）自動車検査証記録事項

又は、旧自動車検査証（所有者住所の記載有）



共済に関する、写真やニュースをぜひお寄せください